

## 第5章 計画の推進

計画を策定した後、「どのように計画を推進・管理し、取り組んでいくのか」ということが最も大切です。

本章では、計画の内容を確実に推進するための体制や進行管理の方法、環境保全活動の促進方策などについて示します。



## 第1節 計画の推進体制

計画を円滑かつ効率的に推進するためには、市・市民・事業者がそれぞれの役割を果たすとともに、協働により環境保全活動に取り組んでいくことが必要です。

各主体の代表者で構成する環境審議会や市内の横断的組織、国・県・周辺市町との連携・協力により、計画の推進を図っていきます。

ここでは、計画を推進する主体とその役割について示します。

### 1 市民

#### ■市民

市民は、日常生活に伴う環境への負荷を低減するとともに、自ら自発的かつ積極的に環境に関する行動を実践することが求められます。

また、市が実施する環境施策への協力、普及啓発への参加や、市と協働で事業などを実施していくことも期待されます。

- \* 第3章に示す市民の取組をはじめ、環境保全活動を積極的に実践します。
- \* 島田市環境報告書やホームページ、広報紙などに目を通し、必要に応じて意見を述べます。

#### ■市民団体・NPO

市民団体・NPOは、市内の環境保全活動の推進に当たって主導的な役割を果たすとともに、市・市民・事業者の協働を促進するコーディネーターとして期待されます。

- \* 第3章に示す市民の取組をはじめ、その専門的な立場から市民による環境保全活動を主導します。
- \* コーディネーターとして、市民・事業者・市の協働の促進をサポートします。
- \* 島田市環境報告書やホームページ、広報紙などに目を通し、必要に応じて意見を述べます。

### 2 事業者

事業者は、事業活動に伴う環境への負荷を低減するとともに、公害の防止や自然環境の保全など、自ら自発的かつ積極的に環境に関する行動を実践することが求められます。

また、市が実施する環境施策への協力、普及啓発への参加や、市と協働で事業などを実施していくことも期待されます。

- \* 第3章に示す事業者の取組をはじめ、企業のCSR活動をはじめとした環境保全活動を積極的に実践します。
- \* 島田市環境報告書やホームページ、広報紙などに目を通し、必要に応じて意見を述べます。

## 3 市

### ■環境審議会

島田市環境基本条例第 19 条に基づき、市長が委嘱する委員 15 人以内により組織されています。

- \* 市長の諮問に応じ、環境の保全・創造に関する事項について調査・審議します。
- \* 環境の保全及び創造に関する事項に関し、必要に応じて市長に意見を述べます。

### ■環境管理委員会・幹事会

島田市環境基本条例第 20 条第 2 項に基づき、庁内に設置する横断的な推進組織です。なお、環境管理委員会の下に幹事会があります。

- \* 計画の進行管理や効果的な取り組みの検討、複数の所管による関連事業の調整を行います。

### ■庁内各課

出先機関を含めた全ての部署が率先して計画を推進します。

- \* 第3章に示す市の施策に環境配慮を織り込むとともに、その進捗状況を把握し、環境管理委員会及び幹事会に報告します。

### ■事務局（環境課）

環境審議会や環境管理委員会、市民や事業者と市を結ぶ窓口の役割を果たすため、環境課を計画推進事務局と位置付けます。

- \* 各主体から市への環境に関する意見提出、問い合わせの窓口としての役割を果たすとともに、環境管理委員会や環境審議会の事務・とりまとめなどを行います。

## 4 国・県・周辺市町

今日の幅広い環境課題の解決には、広域的な取組とともに、専門的・技術的な知見が必要となることから、国・県や周辺市町などとの連携・協力を努めていきます。

## 第2節 計画の進行管理

計画を着実に推進するためには、施策や取り組みの進捗状況を定期的に把握・評価し、計画を継続的に見直していく必要があります。

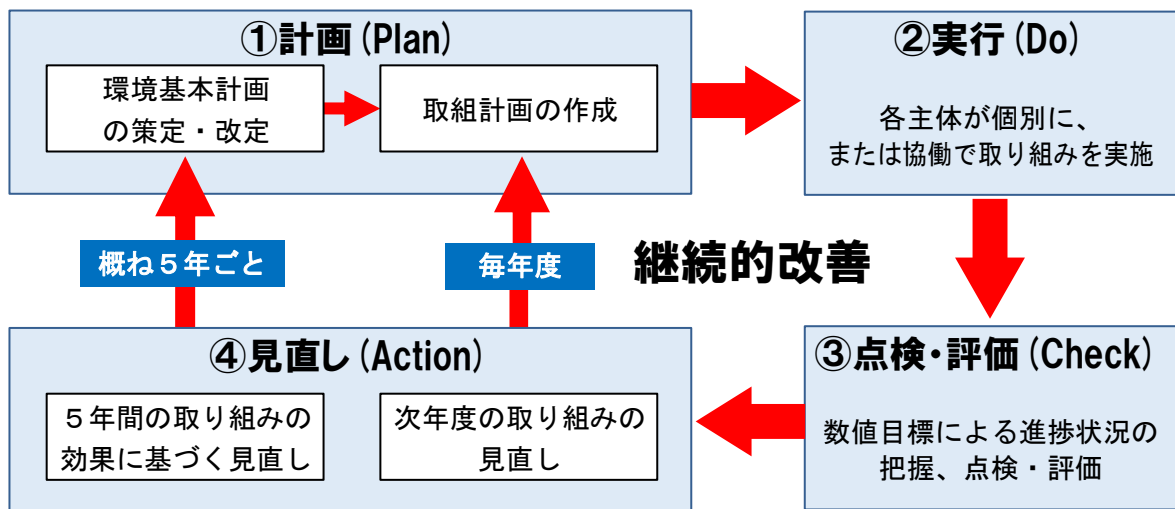
ここでは、計画の進行管理の手法について示します。

### 1 「P・D・C・A」サイクルを活用した進行管理

本計画は、環境マネジメントシステムの手法を導入して進行管理を行います。

環境マネジメントシステムとは、「計画 (Plan)」を立て、それを「実行 (Do)」し、その達成度を「点検・評価 (Check)」し、結果を基に「見直し (Action)」を行うという“P・D・C・A”を1サイクルとし、このサイクルを繰り返し行うことにより取組の実効性を確保していく手法です。

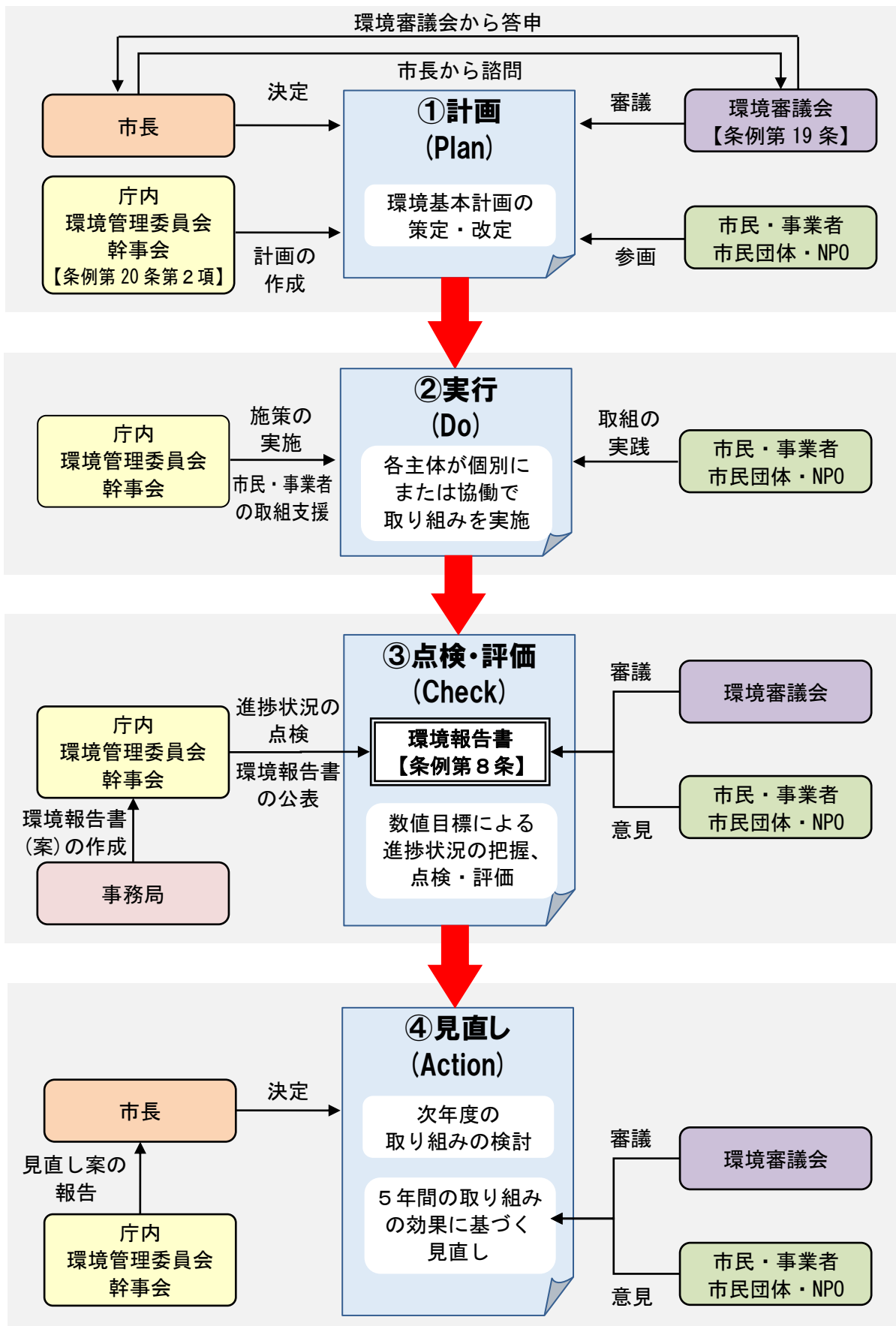
本計画における取り組みの期間は10年間ですが、毎年度、施策の実施状況を点検・評価し、次年度の取組計画などへ反映します。また、社会経済及び環境の状況変化や計画の進捗状況並びに他の計画などとの整合を図るため、中間の平成30年度に見直しを行うこととします。



### 2 環境報告書による進行管理の状況や評価の公表

進行管理の状況は、環境基本条例第8条に規定された年次報告書として「島田市環境報告書」のとりまとめを行い、ホームページや広報紙などの各種媒体を活用して公表します。

また、公表した「島田市環境報告書」について広く意見を募集し、次年度以降の計画の推進に反映させるとともに、次年度の「島田市環境報告書」に寄せられた意見とそれに対する市の回答を掲載します。



計画の進行管理の流れ

## 第3節 環境保全活動を促進するための制度

本計画の実効性を高めるためには、市の施策のみならず、市民・事業者による自主的な取り組みが必要です。そのため、「環境保全活動登録制度（しまだエコ活動）」を創設し、市民・事業者による環境保全活動の活性化を図ります。

### 1 環境保全活動登録制度（しまだエコ活動）の概要と定義

環境基本計画の推進に資すると期待される環境保全活動を「しまだエコ活動」として登録することによって支援し、環境基本計画の推進と市民・事業者による環境保全活動の活性化を図ります。

「しまだエコ活動」とは、以下の①及び②にあてはまる環境保全活動とします。

#### 【定義】

- ① 市民及び事業者が市内で行う環境保全活動
- ② 第2次島田市環境基本計画に規定する市の施策、市民の取組、事業者の取組に関する環境保全活動

### 2 しまだエコ活動の登録の流れ

「しまだエコ活動」の登録までの流れは以下のとおりです。

#### 【登録までの流れ】

- ① 「しまだエコ活動」への登録を希望する市民・事業者（以下「申請者」という。）は、所定の「登録申請書」の様式により、登録を申請します。
- ② 市は、登録申請書の内容を確認し、計画の推進に寄与すると期待される場合は、「しまだエコ活動」として登録します。
- ③ 登録を受けた申請者は、活動終了後、所定の「しまだエコ活動レポート」の様式により、活動の実績を報告します。

※登録数に上限は設けません。

### 3 しまだエコ活動への支援

「しまだエコ活動」への支援は以下のとおりです。

#### 【支援内容】

- \* 市のホームページ及び島田市環境報告書などで名称、活動内容の概要を紹介します。
- \* 市から各種環境情報を提供します。
- \* 活動促進のための資金助成制度を検討します。

## 第4節 その他の計画の推進方法

個別計画との調整、計画の周知・広報、予算措置など、計画を推進するための方策やその方向性について示します。

### 1 計画の周知・広報

環境基本計画の周知・広報のため、計画書及び概要版の配架（市役所、図書館、公民館など）、ホームページへの掲載などを行うほか、「広報しまだ」などによる広報を行います。

また、環境に関するイベントや出前講座などで周知するなど、あらゆる場面における広報を心がけます。

### 2 予算措置

本計画に掲げられた取り組みを実施するため、計画の進捗状況や取組の有効性を検証しつつ、必要な財政上の措置を講じます。特に計画中に位置付けた重点取組については、優先的な予算の確保に努めます。

### 3 個別計画との調整

本計画は島田市総合計画をはじめ、本市の他の個別計画や国・県の計画などと調整を図りながら推進します。なお、島田市環境基本条例第9条により、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、これを実施する場合は、本計画との整合を図ります。

### 4 広域的な連携・協力

市内の環境を保全・改善するためには、本計画に掲げられた取組だけにとどまらず、国・県などの行政機関や周辺市町との連携・協力を図ることが必要です。

今後も広域的な取組が必要な施策については、関係する行政機関や周辺市町との協議・調整の場などを活用し、連携・協力を進めます。

